

後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

～後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人へ～

保険料額決定通知書等の送付について

平成20年度「後期高齢者医療保険料」が決定しました。

19年中の収入により、20年度の保険料が決定しました。7月中旬に決定通知書等をお送りします。保険料の納め方については、通知書の『期別保険料額』をご覧ください。

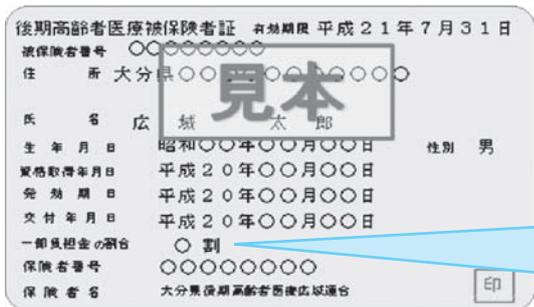
納期 (月)	保険料額		普通徴収の 納期限
	特別徴収額	普通徴収額	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計			
合計額			

通知書に記載

- 特別徴収額の欄に保険料が記入されている場合は、納期(月)に年金から天引きされます。
- 普通徴収額の欄に保険料が記入されている場合は、納期(月)の納期限までに納付書等で保険料を納めていただくようになります。ただし、口座振替申請をされている人は、納期限の日に通達書に記入されている金融機関から振り替えさせていただきますので、手続きは必要ありません。

※すでに4月から、保険料が年金から天引きされている人は、20年度の保険料額から、4月・6月・8月で天引きされた額を差し引いた額が、10月・12月・2月で納める保険料額になります。

「一部負担金の割合」が変更になる人へ新しい保険証を発送します



8月1日(金)から、病院の窓口で負担する負担割合が、20年度の課税所得(19年中の収入により計算)と新たな判定基準(*)により変わります。それに伴い、負担割合が変更になる人には、7月中に新しい保険証をお送りします。なお、負担割合に変更のない人には、保険証をお送りしませんので、現在お持ちの保険証を引き続き使用してください。

※8月からの負担割合の判定は、同じ世帯にいる被保険者のみの所得(住民税課税所得が145万円以上)により行います。7月までは、70歳以上の人(65歳以上で障がい認定を受けている人を含む)を対象に判定をしていました。

お問い合わせ 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎ 097-534-1771 (代表)
 Mail oita-kouiki@ever.ocn.ne.jp ホームページ <http://www4.ocn.ne.jp/~oita-kou/>
 国東市役所 ☎ 0978-72-1111 保険料に関すること 税務課 市民税係(内線136)
 保険証に関すること 市民健康課 国保係(内線113)